明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○災害対策基本法の規定に基づき設置した平成二十六年（二千十四年）豪雪非常災害現地対策本部を廃止した件（内閣府九）　一

告示

○内閣府告示第九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十五条第六項の規定に基づき設置した平成二十六年（二千十四年）豪雪非常災害現地対策本部は、平成二十六年二月二十五日をもって廃止したので、同条第八項において準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三